
平成19年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

平成19年12月10日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

平成19年12月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第95号 平成19年度築上町一般会計補正予算 (第7号) について
- 日程第2 議案第96号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第3 議案第97号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第4 議案第98号 平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第5 議案第99号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第6 議案第100号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第7 議案第101号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第8 議案第102号 平成19年度築上町水道事業会計補正予算 (第1号) について
- 日程第9 議案第103号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第10 議案第104号 築上町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第105号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第106号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第107号 築上町文化会館 (コマーレ) 条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第108号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第109号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(追加議案)

- 日程第16 議案第113号 平成19年度築上町一般会計補正予算 (第8号) について
- 日程第17 議案第114号 訴訟事件の和解について

- 日程第18 発議第13号 在日米軍兵の度重なる不祥事等による事件の抗議に関する決議（案）
について
- 日程第19 発議第14号 築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条
例の制定について
- 日程第20 意見書案第4号 割賦販売法の基本的改正を求める意見書（案）について
- 日程第21 請願第1号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請
願について
- 日程第22 請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願について
- 日程第23 陳情第3号 2008年度教育条件整備について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第95号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第2 議案第96号 平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第3 議案第97号 平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい
て
- 日程第4 議案第98号 平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第99号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第
2号）について
- 日程第6 議案第100号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第7 議案第101号 平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて
- 日程第8 議案第102号 平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第103号 築上町敬老祝金条例の制定について
- 日程第10 議案第104号 築上町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制
定について
- 日程第11 議案第105号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第106号 築上町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第107号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第14 議案第108号 築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第109号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(追加議案)

日程第16 議案第113号 平成19年度築上町一般会計補正予算(第8号)について

日程第17 議案第114号 訴訟事件の和解について

日程第18 発議第13号 在日米軍兵の度重なる不祥事等による事件の抗議に関する決議(案)について

日程第19 発議第14号 築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について

日程第20 意見書案第4号 割賦販売法の基本的改正を求める意見書(案)について

日程第21 請願第1号 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願について

日程第22 請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願について

日程第23 陳情第3号 2008年度教育条件整備について

出席議員(20名)

1番	首藤萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
13番	岡田 信英君	14番	武道 修司君
15番	平野 力範君	16番	中島 英夫君
17番	繁永 隆治君	18番	田原 親君
19番	信田 博見君	20番	宮下 久雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留 正敏君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農業委員会	後田 幸政君
住民生活室長	落合 泰平君	管理課長	安田 美鈴君
企業立地課長	竹本 正君	環境課長	松田 倫夫君
学校教育課長	中村 一治君	生涯学習課長	舟川 忠良君
監査室長	吉留 康次君	徴収専門官	大田 隆君
徴収専門官	小林 實君	審議官	白川 義雄君

午前10時00分開議

○議長（成吉 暲奎君） おはようございます。ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第95号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議案第95号平成19年度築上町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。はい、武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） はい、内容について、二、三点お聞きしたいというふうに思います。

14ページの2款の真ん中にあります委託料ですね、77万7,000円、業務委託料ですね。

看板作成、会場設営、駐車場警備とありますが、内容についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、その下の方に支所費の中に備品購入費、で、機械器具の費用が117万6,000円上がっています。内容について、同じようにお聞きしたいというふうに考えます。

それとですね、23ページの一番下にあります林業費の中で、投資的補助金という形ですね、502万8,000円という金額が上がっています。どのような内容で、どのような形でこの補助金が支払われるのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（成吉 暲奎君） 担当課長どなたですか。

○企画課長（加来 篤君） はい。

○議長（成吉 暲奎君） はい、はい。

○企画課長（加来 篤君） 企画課の加来です。お答えいたします。

町内の神楽民俗芸能を町民に知ってもらうために、民俗芸能の保存、継承や町の活性化を図る経費で、来年の1月の26、27の予定で、神楽7団体、楽打ち3団体、それから円座もちつき1団体、ま、町外からも3団体で行う経費でございます。

御質問の委託料でございますが、中央公民館のステージの看板、それから立て看板、懸垂幕、それから中央公民館の舞台の約2メートルぐらいせり出しをいたします、その経費、それから、中央公民館の照明、音響、それと、駐車場の2日間の警備の費用でございます。

○議長（成吉 暲奎君） はい。

○管理課長（安田 美鈴君） 管理課の安田です。お答えいたします。

2、1、7の18の備品購入費でございますが、これは、ことしの4月1日から登記法が改正されまして、今までは、用地買収部分の道路のみの分で、測量はよろしかったんですけども、全地測量になりまして、その分の測量からパソコンに取り込んで、図面を作成し、それを作成するまでの備品購入費でございます。

それで、内訳を申し上げますと、「ちょっと、音が悪い、聞こえん」と呼ぶ者あり）あ、そうですか。（「（ ）のマイク、マイク（ ）」と呼ぶ者あり）内訳を申し上げますと、ソフトが80万円、それからセットアップの指導料が20万円、それからプリンターが9万3,000円、スキャナーが3万2,000円、その他、測量機械ハンドル、ハンマードリルとか、スタンドとかが、残りの金額でございます。

以上でございます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、産業課長。

○産業課長（出口 秀人君） 産業課の出口です。23ページの一番下にあります林内作業道開設補助金でございますが、これは、築城寒田の磨崖仏、寒田地区に磨崖仏という仏像を彫った、場

所ですけど、磨崖仏から、牧の原のキャンプ場までの城井川の左岸側、普通の県道の反対側ですか、の、作業道で、996メートルの作業道を森林組合に委託する、あそこの、焼岩、焼岩ちゅうんですかね、地区名で焼岩線林内作業道開設補助金でございます。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） はい。まず、業務委託料の看板の関、看板の関係とかですかね、イベントの関係なんですけど、中央公民館でというふうな流れになっているみたいなんですけど、コマーレと中央公民館を検討した場合ですね、会場設営にかかる費用は、どちらが安く上がるのかっていうのと、その、そういうふうな検討をされたのかどうなのかをもう一度お聞きしたいというふうに思います。

それと、機械器具の関係についてはですね、パソコン関係で80万円、ソフト関係80万というふうに言われてましたが、ちょっと金額的にですね、私、毎回このパソコン関係で、電算関係で費用がかかり過ぎてるのではないかという中でですね、どのような、ちょっと、ソフトかわかりませんが、80万のソフトっていう、一般的にですね、一般人とか、一般的な家庭の中でソフトを買うのに、何十万もするようなソフトはないんです。

で、その80万もするようなですね、1パソコンでですね。そのぐらいのソフトが果たしてほんとに必要なのかどうなのか、内容をですね、そこまで検討した上でそのソフトを購入するようにしたのか。

ま、その2点をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。はい、課長。

○企画課長（加来 篤君） 御質問の件ですが、中央公民館、それからコマーレでの会場については、関係者と協議いたしまして、中央公民館に決定しました。

なぜかといいますと、神楽は7団体、それから楽打ちは3団体、そしてもう1つ円座もちつきちゅうのが上香楽の分がでございます。これが、外でないとできないもんですから、それで外ですので、コマーレの駐車場、それから（「（下香楽）」と呼ぶ者あり）あ、済みません、下香楽の円座もちつきなんですけど、外でしかできないということで、中央公民館の広場やったらできるということ、それと、コマーレの場合は、駐車場に車どめがあるもんですから、それがひかかって演技ができないということで、最終的に中央公民館ということに決まりました。

以上です。（「（ ）」と呼ぶ者あり）

○議長（成吉 暲奎君） はい。

○管理課長（安田 美鈴君） 先ほどの機械器具の関係でお答えいたします。

4月1日以前の測量の分もありまして、そういうのをお金をかけないで、また、むだにならな

いような形で、今、測量士のできる囑託職員を1名、配置していただいています。それで、有効に利用するためということです。

それから、緊急の他の課からの、緊急の大至急ってということで、登記をしてほしいってということで依頼があります。そのときに、業者はですね、なかなか1筆だけのこととか、急な分はすぐできないってことで断られるんです。その関係上、この、今は測量会社の機械を借りてまして、対応しておりますので、できましたら購入さしていただいて、もう委託をしないで、費用がかかりますので委託をしないで、こちらで測量から地図、それから書類作成までいたしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

○議長（成吉 暲奎君） はい、武道議員。

○議員（14番 武道 修司君） はい、こう何度も聞いてもあれなんですけどね、総務課長がパソコンの関係ちょっと強いんで、ちょっとお聞きしますけど、そんなに高い、これソフトなんですか。今、測量の関係のということですね、特殊っちゅいえば特殊なソフトになるんでしょうけど、80万というソフトちゅうとですね、かなりの金額じゃないかというふうに思ってますんで、一般的にそれぐらいの金額なのかどうなのか、まあ、適正な金額かどうかですね、ちょっとそこ、その点を、総務課長、教えてください。

○議長（成吉 暲奎君） はい、総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） この件については、私、ちょっと何も聞いてないんですけども、ちょっと一般的なソフトではないと思います。測量関係、ま、測量士さんが、とってきたデータをパソコンに入れて、今、トラマーっていう、どういうんですかね、縦横の座標でする（ ）から、それでパソコンで計算しながら図面かくんじゃないかと思います。

ま、ちょっと、予想ですけども。一般的なソフトではないんで高いんだろうと思ってます。

○議員（14番 武道 修司君） はい。

○議長（成吉 暲奎君） はい、よろしいですか。

○議員（14番 武道 修司君） はい。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。はい、首藤議員。

○議員（1番 首藤萬壽美君） 2点お尋ねいたします。

26ページの8款土木費の中の15節工事請負費の中に火災警報機設置工事300万とありますが、どこの住宅、どこの住宅にこれは設置するのか、今まである町営住宅の中には火災警報設置が全部すべてついていっているのかどうか、ということを含めてお尋ねいたします。

もう1つは、消防費でございます。消防費9款の9節消防格納庫設置事業補助金とありますが、どこの消防格納庫に補助を出すのかお尋ねいたします。

○議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長、はい。

○建設課長（内丸 好明君） 建設課内丸です。町営住宅につきましては、現在917戸あります。そのうちに火災警報等、といいますが、消火器等設置してるのが176戸。それは一丁目団地、それから峯原団地第2、第3団地でございます。

そして、ほかの住宅については、火災警報器は設置しておりません。それで、この火災警報器につきましては、すべての、個人の住宅もそうですけど、今後、義務づけられます。それで、この80戸分については、交付金の対象事業として実施するようにしております。そして、交付金の対象になるのが、耐用年数を10年間残してる住宅について対象になります。

そして、簡易耐火づくりでは、耐用年数45年ということで、35年に満たない部分について交付金の対象になっております。それが昭和47年度以降に建てた住宅については交付金の対象になります。その以前に建てた分については、町単独で設置する必要があります。

それで、47年度以降に建てる分の古い方からということで、予算の関係上、ことし80戸予定しております。

して、内訳としましては、南別府団地が27戸、本庄団地が2戸、香楽団地が8戸、寺門が18、伝法寺が8、下ノ原が17、の合計80戸を予定しております。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 消防格納庫でございますが、第五分団第3部、別府の消防車庫でございますけども、現在、個人有地にお借りして消防小屋を建てておりますけども、今度売却するってということで、移転の要望が出ました。

それで、どうしても移転をしなければならないってということで、下別府の学供の方に今度新しく建てるということで、補助を出すようにしております。

○議長（成吉 暲奎君） はい、首藤議員。

○議員（1番 首藤萬壽美君） 今、火災報知機のことですが、ま、課長の方から47年度以降に建てた住宅に対しての、では毎年これは、じゃあ、していくわけですかね。まだ、随分残ってると思いますが、その一番火事の出る季節になっておりますので、そのところを、まあ、予算の関係もありましょうけれども、少しずつっていいことでしょうか、それとも、あとは、入ってる人たちに少し頼んでやってもらうのか、そういうところをお尋ねします。

それと、消防格納庫ですが、これ、下別府の消防格納庫ですよ、で、学供施設のところに建てるということは、もう本決まりで決まったんでしょう、あそこ、道が非常に狭いんですが、消防が、いざ火事っていったら、出られる状態じゃないところに建てるっていうの、これ、許可したんですかね。それをお尋ねします。

○議長（成吉 暲奎君） はい、建設課長。

○建設課長（内丸 好明君） 火災警報器の設置の件でございますけど、これは、すべて設置する義務があります。それで、今、現在入居してるのが837戸ありまして、そのうち、さっき言いました一丁畑団地等が176戸、これについては、設置する必要がありません。今年度、交付金に対象になるのが、合計で247戸あります。そのほかの分については、町単独ということになります。

まず、交付金の対象になる住宅について設置していきまして、その後、財政状況等、財政課と協議しながら、町単独分については、設置していくようには考えております。

○議長（成吉 暲奎君） はい、総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） 消防車庫の設置場所につきましては、地元の方で確保するというところで、なっております。それで、地元からの申請書によれば、下別府の学供の方にしたいということで、許可とかいうそういうことはやっておりません。

○議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。

○議員（1番 首藤萬壽美君） はい。

○議長（成吉 暲奎君） そのほか。はい、宮下議員。

○議員（20番 宮下 久雄君） 3点、お聞きします。

まず、11ページの雑入にですね、後期高齢者医療制度助成金って上がってますけども、これの歳出はどうなっておるのか、1点お聞きします。

それと、14ページ、14ページの支所費の中ですね、委託料、調査、設計監理委託料224万と、これ、財政の方で、ちょっとお聞きしましたら、未登記処理の関係だということでしたので、未登記の処理の状況について御説明願いたい。

それから、23ページで、農林水産業費の中で、広域営農団地農道整備事業費負担金4,200万円、これを落としております。金額が大きいので工事の進捗状況、今後の整備の見通しについて、3点お聞きします。

○議長（成吉 暲奎君） はい。

○住民課長（遠久 隆生君） 住民課、遠久です。後期高齢者の助成金28万に対しての支出についてですが、これは、17ページの3款1項3目の12節役務費、これ、通信運搬費、それから9節の旅費、これに充てさせていただいております。

いろいろこれから高齢者等へ通知することが出てきますので、そういった経費に充てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（成吉 暲奎君） 次は、はい。

○管理課長（安田 美鈴君） 管理課、安田です。14ページの委託料の関係でお答えいたします。

現在、ことしの分です。よろしいでしょうか。ことしの分（「全体で」と呼ぶ者あり）全体で、はい。全体で、111件です。そして、ことしの分が既に66件終わりました、あと32。この予算の分が32件分です。7万円で、1筆が、計算しておりますので、それで、ことしで100いくと、予定、はい、っております。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、産業。

○産業課長（出口 秀人君） 産業課です。23ページ、23ページの広域営農団地農業整備事業負担金でございますが、現在、広域農道という形で、この4,200万につきましては、実績で金額を落としております。

で、進捗状況でございますが、現在、今年度、石堂から上ノ河内へのトンネルを着工したところでございます。広域農道につきましては、旧築城地区から、もう御存じかと思いますが、残すところは、犀川の今回変更した部分と、それから、上ノ河内から小原までの、小原と上り松につきましては、トンネルは開通しておりますが、まだ、供用には至っておりません。それから、上ノ河内から豊前市の角田の奥の方にトンネルがございますが、これも開通しておりますが、まだ、こちらの側の受け入れが、上ノ河内側ができておりませんので、供用の開始には至っておりません。進捗状況といたしましてはそのような状況でございます。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、宮下議員。

○議員（20番 宮下 久雄君） 未登記の件ですけれども、そうすると、残りが1,100件ぐらいいなるわけですかね。はい。

広域農道ですが、築上町管内のですね、完成いつごろになるか、明年度完成するのか、そこら辺、お答え願いたいと思います。

○議長（成吉 暲奎君） はい、産業課長。

○産業課長（出口 秀人君） 完成年度につきましては、今、ちょっとここに資料を持っておりませんが、後ほど、完成年度につきましてはの資料につきましては、後、今後の金額等につきましては、今、ここに資料、ちょっと準備しておりませんので、御了承ください。後ほど、御連絡いたします。済みません。

○議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。

○議員（20番 宮下 久雄君） はい。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい。（「あ、議長、済みません」と呼ぶ者あり）はい、塩田議員。

○議員（２番 塩田 文男君） 済いません、ちょっと、確認っていうか、わからないけ、お尋ねします。

先ほどから言われております14ページの委託料と備品購入については、内容は詳しくわかりました。ということは、後年、先ほど、管理課長も言われましたように1筆あたりの小さいところをなかなか業者がやってくれないという形で聞いたんですが、課の方でやると、器具を買ってやるという認識でいいですか。

○議長（成吉 暲奎君） はい、課長。

○管理課長（安田 美鈴君） はい、そういう形でやりたいと思っております。

○議員（２番 塩田 文男君） はい、わかりました。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第95号は、厚生文教、産業建設、総務、それぞれの委員会に付託します。

日程第2. 議案第96号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第2、議案第96号平成19年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第96号は厚生文教、総務の常任委員会に付託します。

日程第3. 議案第97号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第3、議案第97号平成19年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第97号は厚生文教常任委員会に付託します。

日程第4. 議案第98号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第4、議案第98号平成19年度築上町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第98号は厚生文教常任委員会に付託します。

日程第5. 議案第99号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第99号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。はい、宮下議員。

○議員（20番 宮下 久雄君） 9ページですけれども、委託料が2,500万円計上されておりまして、工事請負費が2,500万円減額されております。大きな金額でございますし、委託料と工事費の金額が、上げた金額と落とした金額がおんなじということになっておりますので、何か事情があるのか、そこら辺を聞きたいと思います。

○議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

○下水道課長（平岡 司君） 下水道課長の平岡です。今の件ですが、工事請負費の方がですね、思ったよりも、執行残が多くなりまして、その分事業的によけてきました。そういう関係ありまして、来年度する分の実施設計を計上させていただきました。

以上です。

○議員（20番 宮下 久雄君） いいです。

○議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。

○議員（20番 宮下 久雄君） はい。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） 課長にお伺いします。この公共下水排水は、あと、何年をめどに終わりますか。

○議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

○下水道課長（平岡 司君） 下水道課の平岡です。築城地区の特定環境保全公共下水道事業は、大体予定ではですね、22年ぐらいには大体めどがつきそうと思っております。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。

○議員（12番 吉元 成一君） はい。

○議長（成吉 暲奎君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第99号は厚生文教委員会に付託します。

日程第6. 議案第100号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第6、議案第100号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第100号は厚生文教常任委員会に付託します。

日程第7. 議案第101号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第7、議案第101号平成19年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第101号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第102号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第8、議案第102号平成19年度築上町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第102号は厚生文教常任委員会に付託します。

日程第9. 議案第103号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第9、議案第103号築上町敬老祝金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。はい、吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） その敬老年金条例については、前回提案された額よりも幾らか上乗せをしているように思われますが、前回提案されて、可決されなかったということで、2,000円上乗せしたと、そういう形の中で、何か、具体的にそういう2,000円を上乗せしなければならないような事情とか、こういった理由でという説明をいただきたいんですが、あれば。

○議長（成吉 暲奎君） はい、町長。

○町長（新川 久三君） はい、まあ、9月の提案は、年額1万円ということで、提案させていただきましたが、今回は1万2,000円と、年額ですね、これは従前の旧椎田町が前期後期で6,000円、6,000円の1万2,000円ということで、旧椎田町の額の年額に合わせさせていただこうと、そうすれば、ある一定の理解は得られるんじゃないかなというふうなことで、提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） では、担当課長にお伺いします。

2,000円上乗せすることによって、幾ら出費がかさみますか。

○議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） 高齢者福祉課の吉留です。

現在、対象者がおよそ1,800名ほどおられますので、2,000円の増額で360万円ほどということになります。

○議長（成吉 暲奎君） えーと、聞こえにくかったんですが380万円ですか。（「60」と呼ぶ者あり）はい、よろしいですか。

○議員（12番 吉元 成一君） はい。

○議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。はい。中島議員。

○議員（16番 中島 英夫君） 町長に、御回答をお願いします。

この4条じゃったと思います、期日ですね、11月に支給するですね、この支給時期について、なぜ11月なのかと、これ町長に、この時期について、何か根拠があるのかと。

○議長（成吉 暲奎君） はい、町長。

○町長（新川 久三君） まあ、別に、まあ根拠はございませんけれども、従前ですね、いわゆる5月と11月というふうなことで、年末に近い方がですね、まとまった金——そりゃあ、別に何月というわけにもいきませんが、従前が5月と11月というようなことで、11月にまとまった形で1年間分を支給した方がいいのではなかろうかなということで、提案をさせていただいて

おります。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、中島議員。

○議員（16番 中島 英夫君） 私、1万2,000円しても、吉元議員の方から質問がありましたけれども、12月、11月ですね、12月はまあ、出費がいろいろあると思いますけれども、町長、減額を前回提案されたわけでありますから、生活保障的なですね、意味合いのことであるならですね、減額しないのが本来の姿だと思いますし、減額するんであるならですね、これは、祝い金的な性格が強いということであるなら、敬老を国で定めた月がありますけれども、町の行事もいろいろ予定しておるようでありますけれども、やっぱりこの月にですね、合わせて支給するのが本来の姿じゃないかと、このように私は考えるわけでありますけれども、町長、この期日についてですね、やはり、再検討するような意志があるのかないか、ま、慣例的にですね、12月を（ ）にした11月が一番、ね、物要りのときだから、いいだろうというような発想から展換してですね、祝いということであるなら、祝日に合わせてですね、その時期の月に支給するのが本来の姿じゃないかこう思いますけれども、あなたの考えた方をですね、知りたいと思います。

○議長（成吉 暲奎君） はい、町長。

○町長（新川 久三君） まさに、中島議員の指摘のとおり、敬老年金から敬老祝金ということで、性質も変わってきております。そういう形の中ではですね、ま、今、指摘されまして、一応、9月の支給ということで、今回はですね、もう条例で11月というふうにしておりますんで、関係者の意見も聞きながらですね、支給期日の変更は、やぶさかでもないというふうに考えておりますんで、まあ、今回は、一応もう11月ということで提案させていただきますんで、今後、一応前向きに検討はさせていただきたいと思います。

○議長（成吉 暲奎君） はい。よろしいですか。

○議員（12番 吉元 成一君） はい、議長、ちょっと。

○議長（成吉 暲奎君） はい、吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） 済いません、聞き落としてましたけど、今、時期的なことを中島議員からの質問を受けてですね、思い出したんですけど、今までの分の1万8,000円ですかね、ついての、今年度分の支払状況っちゃうか、これは、もう全額終わったんですかね。

○議長（成吉 暲奎君） はい、担当課長。

○高齢者福祉課長（吉留 正敏君） 高齢者福祉課の吉留です。5月と11月に各、主に各自治会ごとの公民館に出向いて行って支給しておりますが、これについては既に終わっております。

ただ、町の方で指定さしていただきました支給期日にお近くの公民館にお見えになってこれ

なかった方々については、ことしの12月の14日ぐらいまでに、まだ手元に、といいますか、現金を準備しておりますので、窓口にお見えになった方については、随時支払っていきたくて、で、それ以降の方々については、申請があったときに、銀行振込手続きしていきたくてというふうを考えております。まだ、二、三割ぐらいの方々がまだお見えになっておりません。

以上です。（「あー、まだ来てないんやなあ」「いやあ、残りがおるとかいのう」「（ ）」「連絡がない」「よかろう」と呼ぶ者あり）

○議長（成吉 暲奎君） 吉元議員、よろしいですか。

○議員（12番 吉元 成一君） はい、いいです。

○議長（成吉 暲奎君） はい。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第103号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第104号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第10、議案第104号築上町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、総務常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第105号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第11、議案第105号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、厚生文教、総務常任委員会、それぞれに付託します。

日程第12. 議案第106号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第12、議案第106号築上町公民館条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。はい、塩田議員。あ。

○議員（2番 塩田 文男君） いい。

○議長（成吉 暲奎君） いいですか。（「（ ）」と呼ぶ者あり）はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第106号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第13. 議案第107号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第13、議案第107号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第107号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第14. 議案第108号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第14、議案第108号築上町児童館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第108号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第15. 議案第109号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第15、議案第109号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案（「（ ）」と呼ぶ者あり）（ ）（「議長、宣言した

やん、質疑を」と呼ぶ者あり）（「（ ）さっきね」と呼ぶ者あり）はい。はい、済みません、有永議員。

○議員（9番 有永 義正君） あ、この職員の給与に対する条例のこの案件は、今の、「マイクで（ ）」と呼ぶ者あり）今、築上町が行っている、築上町集中改革プランとの関係を説明願いたいと思います。

○議長（成吉 暲奎君） はい、町長。

○町長（新川 久三君） はい、行革の中で、町職員の中で、一応、行革をやっておりますけれどもですね、その中で、職員の給与費の削減ということで、既に、7月にですね、給与の4、5、6、いわゆる、年配の職員には、5%の本棒削減、それから、若い方の職員、1、2、3、ですか、3級の職員については、3%の給与削減、本棒削減というふうなことでですね、既に実施をしております。

今回、人事院勧告ということで、国の給与の改定が出されましたけれども、これについては、やはり、町職員においてもですね、勧告どおり実施するというようなことで5%削減の中での、この、いわゆる勧告額は上げるべきであろうと、こういう観点に立ちまして、今回、計上させていただいておる。

以上でございます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、よろしいですか。

○議員（9番 有永 義正君） はい。

○議長（成吉 暲奎君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第109号は、総務常任委員会に付託します。

ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第16の議案113号平成19年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてから、日程第18、発議第13の在日米軍兵の度重なる不祥事等による事件の抗議に関する決議（案）についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 御異議なしと認めます。よって、議案第113号から発議第13号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第16. 議案第113号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第16、議案第113号平成19年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

職員の内閣に続き、提案説明を求めます。田原財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 議案第113号平成19年度築上町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成19年度築上町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり提出する。平成19年12月10日、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第113号は、平成19年度築上町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、補正予算（第7号）は、現在、議案第95号で提案を行っておるところでございます。

この、7号で提案している予算の総額の9億7,848万円に3,914万9,000円を追加したして、9億1,762万9,000円と定めるものでございます。内容は、議会の初日に、皆さん方にも御報告を申し上げましたが、道源池でのモトシマユイさんの水死事故にかかわる損害賠償に係る経費、これにつきましては、1,350万、そして、あと、弁護士費用が220万と、それから、昨年、工事ございましたけれども、工事中でございましたけれども、期限が過ぎたというようなことですね、福岡防衛施設局の事業から除外をいたしておりました、県道の、物産館前の県道右折レーンの整備費2,000万円を急遽、計上させていただきました。

これは、警察等々との協議により、早くしなさいという話もありまして、今回計上させていただく……。

それと、もう1点は、大林池の災害復旧費がまとめまして344万9,000円というようなことですね、一応、事業がまとまりましたんで、今回急遽計上をさせていただいたと。

損害賠償に係る経費はすべて町村会の保険で賄えるようになりましたんでですね、歳入としては、保険金が入ってくると。あとは、地方交付税、それから災害については、若干受益者の分担金等々あって、あと、県の補助金、町債等が財源ということでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、これより質疑を行います。質疑はありますか。はい、吉元議員。

○議員（12番 吉元 成一君） 町長にお伺いします。担当課長でもいいんですけど。

物産館の前の道路の件なんですけど、これは、金はどこからつくるんすかね。

○議長（成吉 暲奎君） はい、町長。

○町長（新川 久三君） はい。従前は福岡防衛施設局の補助事業で行ってございましたけれども、今回は、一般財源で行わざるを得なくなったというようなことでございます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これより議案第113号について、採決を行います。議案第113号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17. 議案第114号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第17、議案第114号訴訟事件の和解についてを議題とします。

職員の朗読に続き、提案説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村 信雄君） はい。議案第114号訴訟事件の和解について、標記について、地方自治法昭和22年法律第67号第96条第1項の規定により付議する。平成19年12月10日提出、築上町長新川久三。

○議長（成吉 暲奎君） はい、新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第114号は訴訟事件の和解についてということでございますが、先ほど、予算においても御説明をいたしました。築上町安武の道源池においてモトシマユイさんが、転落死亡事故というようなことございまして、そういう形の中で、ユイさんの御両親から損害賠償請求が裁判の提起をされまして、都合10回の公判を終えまして、裁判所の方から和解勧告というふうなことで勧告が出まして、先ほど予算でも申しましたが、1,350万円というふうなことで和解をいたしたいということで、今回、議会の方に議決を求めるものでございます。よろしく御審議の上御採択をお願い申し上げます。

○議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） はい、これで討論を終わります。

これより議案第114号について、採決を行います。議案114号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18. 発議第13号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第18、発議第13号在日米軍兵の度重なる不祥事等による事件の抗議に関する決議（案）についてを議題とします。

事務局の朗読に続き、提案説明を求めます。江本事務局長。

○事務局長（江本偉久雄君） 発議第13号在日米軍兵の度重なる不祥事等による事件の抗議に関する決議（案）について。標記の決議案を別紙のとおり提出する。築上町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成19年12月10日、提出者、築上町議会議員、西口周治、賛成者、同議会議員塩田文男、同じく賛成者、工藤久司、同じく賛成者、塩田昌生、同じく賛成者吉元成一、同じく賛成者、武道修司、同じく賛成者中島英夫、同じく賛成者、繁永隆治、同じく賛成者、田原親、同じく賛成者、信田博見、以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、西口周治議員。説明求めます。

○議員（8番 西口 周治君） 先ほど、行われました岩国基地での米軍兵の事件に関しましては、不起訴処分というふうになりましたが、今まで、沖縄、それに、横浜、そして、今度は岩国と。で、我々築上町におきましても、米軍再編において米軍兵が基地内を、基地に参り、そして築上町内を闊歩することにより、非常に危険な状態にさらされていると思います。そういうふうな、在日米軍兵の不祥事に対する抗議でございます。

よろしく御採択のほどよろしくお願いいたします。

○議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで、討論を終わります。

これより、発議第13号について、採決を行います。発議第13号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、発議第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19. 発議第14号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第19、発議第14号築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

職員の内読に続き、提案説明を求めます。江本事務局長。

○事務局長（江本偉久雄君） 発議第14号築上町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成19年12月10日、提出者、築上町議会議員有永義正、賛成者、同議会議員繁永隆治、同じく賛成者、塩田昌生、同じく賛成者、信田博見。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） 有永議員に提案説明を求めます。

○議員（9番 有永 義正君） 提案理由の説明をいたします。

本町の財政状態は、極めて厳しく、町を挙げて緊急財政健全化計画の築上町集中改革プランを作成し、改革、削減を行っています。中でも、特別職を初めとして、町職員まで、給料を削減しているところです。また、自治体の補助金、交付金の見直しも行っております。住民からも、町議会議員の報酬削減の意見もあるところを考え、期限を定めて削減するものであります。

これが、この条例案を提出する理由であります。

○議長（成吉 暲奎君） はい。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第14号は、総務常任委員会に付託（「異議あり、議長」と呼ぶ者あり）はい、繁永議員。質問ですか。（「（ ）」と呼ぶ者あり）繁永議員、繁永議員。質疑ですか。

○議員（17番 繁永 隆治君） ちょっと、委員会付託に言いたい。

○議長（成吉 暲奎君） はい、はい、はい。

○議員（17番 繁永 隆治君） これは、委員会付託じゃなくてですね、即決をお願いを申し入りたいと思います。

まあ、理由は、やっぱり、これは議会からの、議員からの申し入れでありまして、発議であります14号は、やっぱり、ここで、採決を申し入りたいと思いますが。

○議長（成吉 暲奎君） はい。今、繁永議員から提出されました件でございますが、これより繁永議員のですね、意見に賛成の方のですね、起立を求めます。（発言する者あり）緊急動議ですね。（発言する者あり）だから、今さっき言いましたように、繁永議員に対する、動議のですね、

賛成の方の起立を求めます。（発言する者あり）いや、起立です。はい、起立です。（発言する者あり）

〔賛成者起立〕

○議長（成吉 暲奎君） 賛成の方は4名です。この動議は否決されました。（発言する者あり）

○議員（12番 吉元 成一君） 議長。

○議長（成吉 暲奎君） はい。

○議員（12番 吉元 成一君） ちょっと待ってください。繁永議員から動議が出たのは、委員会付託をせず本日即決をしてくださいというお願いです。それに対して——議長、聞いてますか。

○議長（成吉 暲奎君） はい。

○議員（12番 吉元 成一君） それに対して議長が、繁永議員から、即決の要請がありましたと、動議が出ましたと、ね、このことに賛成の諸君の起立を求めますと言って、起立少数ですから、動議は否決されましたで、十分じゃないんですか。ね。

だから、委員会付託になるということです。（「動議（ ）」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）いや、動議は、動議は認めても採決。（「（ ）」と呼ぶ者あり）うん。（「いや、理由を言うたら採決すりゃいい」と呼ぶ者あり）だけ、もう採決したやないですか、今。そうでしょ。（発言する者あり）動議に賛成の諸君（発言する者あり）いいですか。議長。

○議長（成吉 暲奎君） はい、ちょっと待って。

○議員（12番 吉元 成一君） 動議に、動議は成立しましたと、ね、委員会付託を取りやめて、即決に賛成の諸君の起立を求めます。もう一回言い直したらいい。ね。動議は通ったわけです。

○議長（成吉 暲奎君） はい。（「通ってないって（ ）」と呼ぶ者あり）なかなか、ごめんなさい。動議は成立しました。動議に賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（成吉 暲奎君） 賛成の方は4名でございます。この動議、成立は不成立でございます。

以上でございます。（「動議が（ ）」「議案の説明（ ）」「議案の説明して議案の採決するのが本当やないですか」「議案（ ）」「今、動議は成立したんでしょう」と呼ぶ者あり）はい、そうです。（発言する者あり）

○議員（12番 吉元 成一君） 事務局長。

○議長（成吉 暲奎君） ちょっと待って。

○議員（12番 吉元 成一君） 局長、局長。

○議長（成吉 暲奎君） 順序追ってやってください。

○議員（12番 吉元 成一君） はい、議長。

○議長（成吉 暲奎君） はい。

○議員（12番 吉元 成一君） 会議のルールです。議長と手を挙げたら、はい、吉元議員と言ったら、ぼくは答えます。立って、質問するわけですが、それと同じで、これは、議長が、議会運営上、常任委員会に付託すべきだと、委員会付託すべきだという判断をして、その提案をしたわけです。それに対して、繁永議員の方から異議ありという言葉が出まして、異議あるという言葉が出まして、異議申し立てが、即決してくださいということやった。だから、その動議に賛成の方ということで、起立を求めたから、それが4名です。だから、動議は成立しましたが、動議に対して、提出された動議に対して、即決することに対して、賛成の方の起立を求めますと、こう言いました、ね。ところが、4人しかいませんので、その即決についてはしないという議会では結論が出たわけです。だから、委員会付託しますと、ね、繁永議員、理解してませんので、その説明してあげてください。（「いや、もう」と呼ぶ者あり）

○議長（成吉 暲奎君） 今吉元議員の説明で私は十分だと思いますが。（「議長がやらんから」と呼ぶ者あり）（笑声）はい。（発言する者あり）（「（ ）動議ができちよるんじゃけ、これは賛成者がおる（ ）言った後、議案の成立、採決とらんやおかしかるうもん」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）はい、ちょっと待ってくださいよ。

議長、これを順序よくやります。（「いや、議長」と呼ぶ者あり）

吉元議員、はい。

○議員（12番 吉元 成一君） 議長ね。

○議長（成吉 暲奎君） うん。

○議員（12番 吉元 成一君） それは、民主主義のルールの中で過半数の決定、賛成を見ない場合は、これは否決ですよ、ね。だから、今の動議については、動議として取り上げることには賛同者がおったからできたわけです、ね。でも、その後の、動議として取り上げたけれども、その動議を実行するかしないかについては議会は否決したわけです。でしょ。

○議長（成吉 暲奎君） そういうことです。

○議員（12番 吉元 成一君） 結論的に。

○議長（成吉 暲奎君） はい。

○議員（12番 吉元 成一君） だから、そのとこのルールをもう少し議員の皆さんに勉強するように、議長、その席から言ってくださいよ。ね。そうしないとこれは委員会付託しますと、議長側から言ったんですから、それに異議ありという結論が、言葉が出て、それに対して、採決をとったら異議ある人が少なかったわけですよ。だから委員会付託するのはこれは議会としてのルールです。（「そのとおりよ」と呼ぶ者あり）

○議長（成吉 暲奎君） はい。（「動議、動議の（ ）」「今回は前もって、議案提出してるわけですから」「動議として、緊急動議を出して（ ）」「決をとる（ ）おかしいじゃろ

() 決をとるなら ()」 「 () 議案の決とらにゃ () おかしかりょうもん」と呼ぶ者あり)

○議員 (12番 吉元 成一君) 議長。 (「 () 」と呼ぶ者あり)

○議長 (成吉 暲奎君) ちょっと、もう順番に言ってください。

○議員 (12番 吉元 成一君) 議長、いいですか。

○議長 (成吉 暲奎君) はい、どうぞ、吉元議員。

○議員 (12番 吉元 成一君) まだわかってないみたいですから言いますけど (「 () だそりゃ」 「 () 」と呼ぶ者あり) あのですね、 (「スイッチが入らな、おれ、 () 」と呼ぶ者あり) いいですか、議長ね、4人の賛成者がいたわけですよ。これは、動議、議長は理解してると言いますが、動議はそれで成立しましたと。動議に対して、じゃあ、どうしますかと。議会側、議長側としては、これ、ルールとして、緊急動議でぽっと出した場合の議案については、その場でどういう採決をするかということ決めると言いますが、前もって議案として提出されたわけでしょ、で、議長は判断として、これは委員会に付託しようということ、だから、この議案の前までを即決にしたわけでしょ、一括で。

○議長 (成吉 暲奎君) そうです、はい。

○議員 (12番 吉元 成一君) 間違いないでしょ。

○議長 (成吉 暲奎君) はい。

○議員 (12番 吉元 成一君) だから、ここで一回切ったわけですよ。だから、この議案については、については、慎重に審議してもらいたいから、委員会付託しますと、こういうことですよ。そういう判断をしたから委員会付託したと思うんですよ。きょう即決よりも十分検討していただきたいと、いうことですから、委員会付託することにしますと言ったら、異議ありという意見が議員から出たわけです。(発言する者あり) 異議ありというのは、 (「 () てもそんなん関係ねえ」と呼ぶ者あり) 動議を出す時点で異議ある (「議長がおまえ、 () 議員から () どうなるか」 「ちょっと、待ってください」 「議長、しっかりせな、議事進行 () 」 「 () 」 「この () ます」と呼ぶ者あり)

○議長 (成吉 暲奎君) よろしいですか。

○議員 (12番 吉元 成一君) いや、議長ね。

○議長 (成吉 暲奎君) はい。

○議員 (12番 吉元 成一君) だけ、だけ、この委員会付託で、委員会付託するということで、議会決定したんやないんですか。説明してください。

○議長 (成吉 暲奎君) はい。ただいま吉元議員からも言われましたが、この動議につきましてはですね、賛否を問いましたが、賛成少数でありましたので、これは、従来のおり委員会の方

に付託していきます。（「委員会付託せん方がいい」と呼ぶ者あり）はい。（「即決して、委員会付託するかい」と呼ぶ者あり）はい、そういうことです。（「即決を今、通ったんやないんかちや」「おかしかりょうに」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○事務局長（江本偉久雄君） 濟いません、局長からちょっと説明をしますけども、いいですかね。（「即決やったら、委員会付託せんでもよかりょうもん」「（ ）賛否を問うたら（ ）」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議員（18番 田原 親君） だからね、緊急動議っていうことを言われた、まあ、質疑という言葉の中で、あなたが緊急動議として取り扱こうたわけなんですね。

○議長（成吉 暲奎君） はい。

○議員（18番 田原 親君） そけ、その動議に対する賛成は、4名おったから、その動議は成立したわけなんですね。（発言する者あり）そけ、それに対する繁永議員の意見に対する賛否をとらんやいかんわけや。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）とったなら（ ）そんなら、もうこれは動議は否決なんですね。

○議長（成吉 暲奎君） だから、動議は否決ということですよ。はい。

○議員（18番 田原 親君） そう、そう、そう、それでいい。（発言する者あり）（「議長がね」と呼ぶ者あり）

○議長（成吉 暲奎君） はい、前に進めます。（「（ ）進行せな（ ）」と呼ぶ者あり）はい、前に進めます。はい、次に進めます。（「（ ）」と呼ぶ者あり）

ただいまの議題となっています発議第14号は、総務常任委員会に付託します。（「（ ）」と呼ぶ者あり）はい。

日程第20. 意見書案第4号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第20、意見書案第4号割賦販売法の基本的改正を求める意見書（案）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案説明を求めます。江本事務局長。

○事務局長（江本偉久雄君） 意見書案第4号割賦販売法の基本的改正を求める意見書（案）について、標記の意見書案を別紙のとおり築上町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年12月10日、提出者、築上町議会議員西口周治、賛成者、同議会議員信田博見、同じく賛成者、有永義正、同じく賛成者、首藤萬壽美、同じく賛成者、西畑イツミ。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、西口議員。

○議員（8番 西口 周治君） はい、近年クレジット法——新聞及びテレビ等で行われているよ

うに、クレジットにおける被害者、老人等、わからない人たちが非常に被害に遭っております。それに応じて、クレジット契約を悪用したマルチ商法や内職商法、その他に対抗するような法を整備するべきということで、このクレジット、抜本的改正を行っていただきたいという意見書案でございます。

よろしく御審議の上御採択よろしくお願いたします。

○議長（成吉 暲奎君） はい、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています意見書案第4号は総務常任委員会に付託します。

日程第21. 請願第1号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第21、請願第1号品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願についてを議題とします。

職員の朗読に続き、紹介議員の説明を求めます。江本事務局長。

○事務局長（江本偉久雄君） 請願第1号品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願。請願者は、木本正見です。紹介議員、西畑イツミ。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） 紹介議員、西畑イツミ議員の説明を求めます。

○議員（7番 西畑イツミ君） ただいま読み上げられましたとおりでございます。

認定農業者を初め、大多数の農家の皆さんが品目横断的経営安定対策の見直しを求めております。12月1日には、JAグループ福岡と農政連が開いた、福岡県農業危機突破生産者大会で、自民党の国会議員からも、品目横断的経営安定対策は明らかに間違いだったなどの発言が相次いだと報道されております。また、奈古営農組合の中江勝利組合長は、米の過剰作付による、米価暴落に怒り、生かすも殺すも品目横断的経営安定対策の見直しと計画生産にある、やる気を起こさせる、5年、10年先を見据えた万全の政策をと、訴えられたことを申し添えて、全会一致での御採択をお願い申し上げます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでした。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） はい、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています請願第1号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第22. 請願第2号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第22、請願第2号後期高齢者医療制度に関する請願についてを議題とします。

職員の朗読に続き、紹介議員の説明を求めます。江本事務局長。

○事務局長（江本偉久雄君） 請願第2号後期高齢者医療制度に関する請願。請願者、京築地区社会保障推進協議会会長代行楠本昌次郎、紹介議員、西畑イツミです。

以上です。

○議長（成吉 暲奎君） はい、西畑イツミ議員の説明を求めます。

○議員（7番 西畑イツミ君） 今、後期高齢者医療制度の中身が知られてくる中で、75歳以上の人、国保や健保から外し、高い負担と無理やり徴収しながら、必要な医療を受けられなくする大変ひどい内容になっております。75歳以上の人だけ、どんなに低所得者でも、被扶養家族から切り離す、こんな医療制度が許されるのでしょうか。次々と矛盾が出てくる、この後期高齢者医療制度の来年4月からの実施を中止するように求めるものです。

全会一致での御採択をよろしくお願い申し上げます。

○議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでした。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています請願第2号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第23. 陳情第3号

○議長（成吉 暲奎君） 日程第23、陳情第3号2008年度教育条件整備についてを議題とします。

ただいま議題となっています陳情第3号は、厚生文教常任委員会に付託します。

これで、議案質疑及び委員会付託を終了します。

なお、議案に対する資料要求があれば事務局に所定の様式で申し出てください。

○議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時14分散会
